自己評価報告書

平成22年4月20日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2007~2010 課題番号:19530088

研究課題名(和文) 知的財産法の解釈および制度設計に対する競争政策的観点からの規律の

在り方

研究課題名 (英文) Intellectual Property Law and Competition Policy

研究代表者

泉 克幸 (IZUMI KATSUYUKI)

徳島大学・大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部・教授

研究者番号:00232356

研究代表者の専門分野:知的財産法 科研費の分科・細目:法学・新領域法学

キーワード:知的財産、著作権、特許、独占禁止法、競争

1. 研究計画の概要

本研究は知的財産法の研究領域のうち、競 争法(独占禁止法)との関係を明らかにする ことを目的とするものである。現在、わが国 は国家戦略としての「知的財産立国」の実現 に向け、産官学が一体となって邁進中である。 知的財産立国を実現するための具体的な処 方箋の多くは、基本的には知的財産を広くか つ強く保護すること、あるいは知的財産権を 強化、充実させる内容・性格を持つものであ る。しかしながら、知的財産権は「独占性・ 排他性」という特質を有するため、その強 化・充実は市場における競争への悪影響とい う弊害の問題を常に孕んでいる。それゆえ、 知的財産権を強化・充実するに当たっては、 併せて競争政策の充実にも努めなければな らない。換言すれば、知的財産政策重視の時 代にあっては、競争政策とのバランシングが 常に意識されねばならないのである。

以上のことを踏まえ、本研究は知的財産法の解釈および制度設計(立法論)に際して、競争法的思考をいかなる場面で用いるべきか、またどのような要因を考慮すればよいのかといった問題の分析・検討を行おうとするものである。

知的財産法と競争政策とは様々な場面で出会うこととなるが、本研究ではそのうち、①知的財産権のライセンス、②知的財産の流通、および③知的財産権と権利濫用法理、を具体的テーマとして取り上げる。

2. 研究の進捗状況

(1) 2007年度

2007 年度は主として知的財産のライセンスと競争政策の問題について研究を行った。

そして、その具体的成果として、日之出水道特許ライセンス数量制限事件(大阪地判平成18年1月19日)の判例評釈(後掲)を公表した。本件は、特許権等の通常実施権許諾契約に含まれる最高数量制限条項に対する独占禁止法上の評価が問題となった事例である。本評釈で論じたテーマは、①独禁法 21条の解釈について、学説の整理と公取委実務の現状、②ライセンシーが最高数量制限条項の現状、②ライセンシーが最高数量制限条項の独禁法違反の可能性と、独禁法違反の場合の私法上の効力について、などである。

(2) 2008年度

本年度は、まず、2008年11月29日、早稲田大学・北海道大学グローバルCOEジョイント著作権シンポジウムにパネリストの一人として参加し、「著作権制度と競争政策」とのタイトルにて報告を行った。

また、公正取引委員会の知的財産ガイドラインの分析・検討、さらには通信と放送の融合を競争政策との関連で分析・検討を行い、それぞれ論文を公表した。前者は学問的にはもちろん、公取委の実務および企業にも一定の影響を与える可能性のある重要な成果だと思われる。

また、後者は、IPマルチキャスト放送に対応した著作権法の平成 18 年改正と、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」が提唱している情報通信法に焦点を当て、通信と放送が融合し、インターネットが普及する時代における放送事業者の著作権法上の位置付け、あるいは著作隣接権制度の在り方について示唆を与えることを目的としたものである。本研究成果も著作物の流通促進と

いうテーマを議論する際に、大きな役割を果たすものと考えることができる。

(3) 2009年度

2009 年度は、パテントトロール等、特許 権者の「行き過ぎた権利行使」を競争政策の 観点からいかに対処することができるかと いうテーマに取り組んだ。そして、同テーマ に基づき、2009年9月12日、神戸大学にお いて開催された日本工業所有権法学会の研 究大会シンポジウム、「特許法における競争 政策」の中で報告者の一人として報告を行っ た。報告では、ライセンスの場面を特に取り 上げ、ライセンスに関連して競争上の弊害が 生じる具体的場面を明らかにした上で、特許 ライセンスを制限する手法の類型を、具体的 に分析・検討した。その際、民法の一般条項 である権利濫用や信義則の適用可能性につ いても触れた。また、現行の特許法の解釈の みならず、有り得べき立法論についても指摘 した。報告の後、他の報告者も加わり質疑応 答が行われたが、研究者、実務家からも意見 等が出され、この問題に対する関心の高さが 窺えた。

3. 現在までの達成度 ②おおむね順調に進展している。

本研究は、知的財産法の研究領域のうち、競争法(独占禁止法)との関係を明らかにすることを目的としており、①知的財産権のライセンス、②知的財産の流通、および③知的財産権と権利濫用法理、を具体的テーマとして取り上げる計画であった。

前記「2.研究の進捗状況」から明らかなように、いずれのテーマについても分析・検討がなされている。そして、その結果、具体的な研究成果としての複数の論文や判例評釈が継続的に公表されており、また、学会においても発表が行われている。

4. 今後の研究の推進方策

過去3年間はほぼ順調に研究が実施できたと思われる。今後も引き続き、適切かつ効率的に研究を進めていく予定である。特に、研究の最終年度に当たる本年は、昨年までの研究成果を踏まえた上で、研究課題に当たる本年で、研究課題に当たるが制度設計に対したの規律の在り方」にある「知りを表を行いたいとの表を行いたいとの表を行いたいる。本問題は昨年(平成21年)2月27日、公取委がJASRACに対して、はなり、公取委がJASRACに対して、2月27日、公取委がJASRACに対して、2月27日、公取委がJASRACに対して、2月27日、公取委がJASRACに対して、2月27日、公取委がJASRACに対して、2月27日、公取委がJASRACに対して、2月27日、公取委が方式といる)。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計5件)

- ①<u>泉克幸</u>、特許権等の通常実施権許諾契約に 含まれる最高製造数量制限条項に対する 独占禁止法上の評価、判例評論(判例時報)、 582号、211-218頁、2007年、査読無
- ②<u>泉克幸</u>、知的財産権のライセンスと独占禁 止法、特許研究、45 号、41 - 51 頁、2008 年、査読無
- ③<u>泉克幸</u>、通信・放送の融合と著作権法上の 放送事業者等のあり方、現代社会と著作権 法(斉藤博先生退職記念論集)、93 - 116 頁、 2008 年、査読無
- ④<u>泉克幸</u>、ライセンシーに対する販売先制限 と独占禁止法、社会科学研究(徳島大学)、22 号、69 - 82 頁、2009 年、査読無
- ⑤泉克幸、間接侵害の限界と競争政策、日本工業所有権法学会年報、32 号、233 271 頁、2009 年

〔学会発表〕(計1件)

①泉克幸、特許ライセンス契約とその限界、 日本工業所有権法学会、2009年9月12日、 神戸大学

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況(計0 件)

名称: 発明者: 権利 : 種類: 番号: 番房年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0 件)

発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:

名称:

〔その他〕 なし